

審査基準整理票

処 分 名	大津市総合保健センターの健診等使用料の還付		
根拠法令名	大津市総合保健センター条例（63年条例第38号）	（条項）第6条	
基準法令名		（条項）	
所管部署	健康保険部保健所健康推進課 管理係		
標準処理期間	14日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の名称【 <span style="float: right;">】</span></li> <li>・掲載図書等【 <span style="float: right;">】</span></li> <li>・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</li> </ul> <p>[使用料の還付の基準]</p> <p>大津市総合保健センター条例第6条に規定する「市長が特別の理由があると認めるとき」とは、次に該当する者をいう。</p> <p>(1) 健診等受診者が使用料を納入後、後日、大津市総合保健センター条例第5条第1項及び大津市総合保健センターの管理運営に関する規則第6条の規定による減免対象者であることが判明した場合</p>			

参 考

[根拠法令]

大津市総合保健センター条例

(使用料の不還付)

第6条 既納の使用料又は利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。